

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税・住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（退職・転勤等）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にはご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日（日）までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、訂正する場合は二重線で抹消してください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

令和 年度 市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書
受付印
整理番号
給与係
特別徴収指定番号及び宛名番号
特別徴収指定番号 1111111
宛名番号 2222222
住所 574-XXXX 大阪府大東市001丁目2-3
株式会社 0000
個人番号又は法人番号 9876543210987
課税担当氏名 〇〇〇〇
電話番号内線 (072)872-XXXX
給与者フリガナ 大東 花子
氏名 大東 花子
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 60 年 6 月 1 日
個人番号 5 6 7 8 5 6 7 8 5 6 7 8
住所 1月1日現在 大東市002丁目3-4
異動後 ΔΔ市003丁目4-5
特別徴収税額(年税額) (ア) 120,000 (イ) 50,000 (ウ) 70,000
異動年月日 令和 X 年 11 月 30 日
異動の事由 2
異動後の未徴収税額の徴収方法 2

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先(特別徴収義務者)
住所 特別徴収指定番号 担氏名
新しい勤務先へは、
円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
勤務先へ月割額をお伝えください。
納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 70,000
左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄
年度 月分以降の月割額は
1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他
入力者 点検

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。